

飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第39号

飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、及び審査をする。

- (1) 飯塚市介護保険施設等整備事業者選定要領及び基準に関すること。
- (2) 整備事業者選定に係る応募事業者の審査及び選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から事業者を選定する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者(以下「関係人」という。)を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(委員及び関係人の責務)

第8条 委員は公正かつ客観的な審査に努めなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、当該業務に関する提案書作成等に関与してはならない。
- 3 委員及び関係人は、審査の過程及びその結果において知り得た情報を漏らし、又は自己及び他者の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、飯塚市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開)

第9条 飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第16条第1項ただし書の規定により、委員会の会議は原則非公開とする。

(委員の排斥)

第10条 委員は、選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第12条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。